2024年11月27日

「マイナンバー制度の問題点と解決策」 に関する提言の補足 2(システム移行編)

【2024年11月補足2】

一般社団法人 情報システム学会 マイナンバー制度研究会

【目次】

<要約>

1. はじめに

2. 過去の提言のポイントと3つの追加提言

- 2.1 マイナンバーカードの破棄と3つの本人確認機能・保険証機能を分離した設計
- 2.2 厳密性の高い身元確認(身元証明)制度の設計と構築
- 2.3 正確性の高い名寄せ方式の確立と紐付け作業の見直し
- 2.4 マイナ保険証の見直し
- 2.5 (追加提言 |) 電子証明書の取扱い変更に関する提言
- 2.6 (追加提言 2) デジタルガバメントに必要な当人確認(認証)機能の提言
- 2.7 (追加提言 3) デジタルガバメントでの個人情報の取扱いに関する提言

3.「新マイナンバー制度」への移行ポイント

- 3.1 法制度・ガイドラインの見直し・改正、データソース・システム連携方式の整理・整備
- 3.2 「新身元証明書カード」を使用した新しい身元証明(身元確認)制度への移行
- 3.3 特定個人情報の対象外とした「名寄せ用の番号」への移行
- 3.4 シリアル番号のアプリ使用の中止と新しい当人確認(認証)機能への移行
- 3.5 「マイナ保険証の混乱の終結」と「保険証不正利用対策と医療 DX 推進の両立」
- 3.6 カード利用に拘り過ぎない仕組み作り(e-Taxを例に)

4. おわりに

<要約>

情報システム学会が発表した提言「マイナンバー制度の問題点と解決策」の過去 2 回および今回のポイントは以下のとおりである。

■過去の提言のポイント

- ①現在のマイナンバーカードは、3種類の本人確認機能すなわち「身元確認」「当人確認(認証)」「真正性の確認+属性情報確認」と、保険証機能、運転免許証機能を I 枚のカードに全て搭載しようとしているが、それらを分離した制度設計に見直すこと。カードの利用目的と管理・運用方法が異なる機能は、無理に I 枚のカードに搭載しないこと。(図 I 参照)
- ②マイナンバーを特定個人情報ではない「名寄せ用の番号」とする法令改正を行い、「名寄せ用の番号」をオープンに使用可能とし、名寄せや紐づけ作業を効率化すること。
- ③時代に合った新しい「身元証明(身元確認)制度」を確立すること。

■今回追加した提言のポイント

① 電子証明書の取扱い変更に関する提言

電子証明書への格納情報は、それぞれの電子証明書の使用目的に合致した必要最低限の情報とする。電子証明書を使用した個人の特定には「名寄せ用の番号」を使用し、シリアル番号は電子証明書の失効確認など本来の使用方法に限定すること。

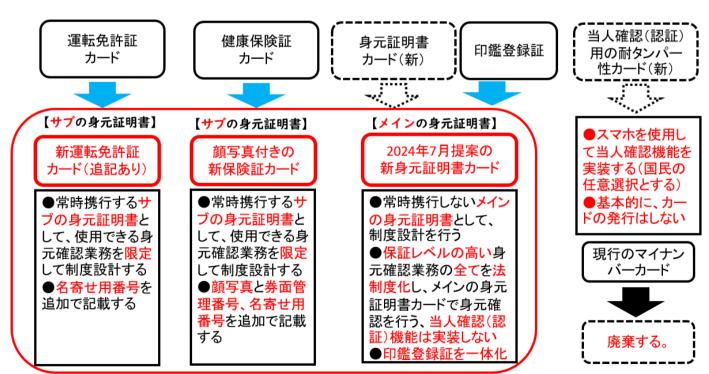
- ② デジタルガバメントに必要な当人確認(認証)機能の提言 I枚のカードやスマートフォンの使用に固執することなく、業務ごとに知識認証、生体認証、所有物認証、印影などのアナログでの認証を検討して、それらを組み合わせた最適な仕組みを構築すること。また、生体認証の仕組みを構築する場合は、国民が政府(政治家や公務員ひとり一人)を監視する仕組みの導入を必要条件とすること。
- ③ デジタルガバメントでの個人情報の取扱いに関する提言 国が管理する個人情報について、国民が自分の情報を「誰が、いつ、どういう目的でアクセスし、取得し、使用したかを追跡できるシステム」を構築すること。加えて、個人情報の不正利用が確認された場合には、「取得された個人情報の削除要求と、以後の個人情報へのアクセスを禁止するなどの仕組み」を実装すること。

■システム移行のポイント

① 法制度・ガイドラインの見直し・改正、データソース・システム連携方式の整理・整備「本人確認」の定義を改め、「身元確認」「当人確認(認証)」を分離した定義を行い、それに関連する法制度・ガイドラインを全て見直し・改正する。

マイナンバー制度の要である「名寄せ用の番号」を使用した情報連携のシステム開発を行う際は、情報連携に関連するデータソースの整理・整備と、システム連携方式を検討・決定した後にシステム開発に着手すること。

- ② 「新身元証明書カード」を使用した新しい身元証明(身元確認)制度への移行 「名寄せ用の番号」は誕生時に全国民に付番し、「新身元証明書カード」は 15 歳以上の全国 民に交付すること。
- ③ 特定個人情報の対象外とした「名寄せ用の番号」への移行 特定個人情報の対象外とした「名寄せ用の番号」の使用目的は、法令で制限する。民間企業に おける使用は、「年末調整など所得税源泉徴収の関連業務に限定する」こと。
- ④ シリアル番号のアプリ使用の中止と新しい当人確認(認証)機能への移行個人を特定するためにシリアル番号を使用する仕組みは中止し、代わりに「名寄せ用の番号」を使用した新しい当人確認(認証)を構築し移行すること。
- ⑤ 「マイナ保険証の混乱の終結」と「保険証不正利用対策と医療 DX 推進の両立」 全国民に「新身元証明書カード」を交付するのと同期して、「顔写真付き新保険証カード」を 対象者全員に交付する。「顔写真付き新保険証カード」と「名寄せ用の番号」を使用すること によって、「マイナ保険証に関連する混乱の終結」と合わせて、「保険証不正利用対策と医療 DX 推進の両立」を実現する。「顔写真付き新保険証カード」が発行されたら、今のマイナ保険証、 紙の保険証、紙の資格確認書、スマートフォンを使用した保険証などを全て廃止すること。
- ⑥ カード利用にこだわらない仕組みづくり(e-Taxを例に)Ⅰ枚のカードを使用することに固執せず、カードがなくても「名寄せ用の番号」を使用して情報連携すれば実現できる仕組みづくりを行うこと。



※外国人在留カードは、サブの身元証明書として使用することとし、メインの新身元証明書カードとは分離する

【図I】提言の補足Iで提案した「新身元証明(身元確認)制度」のカードイメージ

(注) 2024年7月公表の「やさしい解説」【図表3】から一部文言修正をして転載

1.はじめに

情報システム学会では、2023年 10月に「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言」、2024年 7月に「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言の補足」の2つの提言を公表した。なお、今回 2024年 11月に本稿「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言の補足 2(システム移行編)」を公表することになり、2024年 7月に公表した提言を「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言の補足 1 (身元証明(身元確認)制度編)」と呼称変更することとする。

「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言」 2023 年 10 月公表 「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)』 2024 年 7 月公表

「『マイナンバー制度の問題点と解決策』に関する提言の補足 2(システム移行編)」 2024年 | 1月公表

どちらの提言もマイナンバー法の目的である「公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国 民の利便性の向上」には賛成の立場であり、さらに目的実現に必要となるデジタル化の推進に ついても、積極的に実施すべきであると大いに賛成の立場であることを前提として提言活動を 行ってきた。

しかし、2つの提言で指摘したように、マイナンバー制度を今の設計思想のまま継続していくことは、国民生活に多くの問題をもたらす。それだけではなく、マイナンバー制度の抱える根本的な設計不良を修正して「新マイナンバー制度」として再構築しないで、今のマイナンバー制度やそのシステムに微修正を加えるやり方を継続してしまうと、永遠にマイナンバー法の目的と日本社会のデジタル化は達成できないことを提言書の中で指摘してきた。

つまり、今のマイナンバー制度の推進は一度リセットして、2つの提言内容(今回の補足2を合わせると3つの提言)に従った「新マイナンバー制度」を再設計し再構築するしか、日本のマイナンバー制度および日本社会のデジタル化を成功に導く手段はない、というのが結論である。具体的な提言内容については3つの提言書を参照していただきたいが、「国民生活の利便性の向上を図り、国民にとって分かりやすいマイナンバー制度の仕組みを構築し、必要となる情報セキュリティを確保し、医療 DX など日本社会のデジタル化の推進にも寄与し、保険証の不正利用にも対応でき、本人確認(正確には、「身元確認」「当人確認(認証)」「真正性の確認+属性情報確認」)に関わる諸問題にも対応できる」などの多くの課題を解決可能とする新しいマイナンバー制度の骨格を提言しているつもりである。この提言内容に従って「新マイナンバー制度」を再構築すれば、国民の理解を得つつマイナンバー法の目的も実現できることを確信している。

さて、「新マイナンバー制度」を実現するためには、今までマイナンバー制度で構築してきたシステムを「新マイナンバー制度」の新システムに移行する必要がある。移行作業には膨大な作業と時間を要することになり、費用と時間をかけて開発してきた既存システムのいくつかを廃棄することにもなるが、覚悟を決めてやる以外に成功の道はない。そこで、本稿ではあらた

めて「過去の提言内容のポイント」を整理するとともに、提言内容の追加およびシステム移行 のポイントをまとめることにした。

2.過去の提言内容のポイントと3つの追加提言

情報システム学会では、過去2つの提言を行ってきた。本章では、過去の2つの提言内容の ポイントと、言及しきれなかった以下の3つの追加提言を解説する。

- ・電子証明書の取扱い変更に関する提言
- ・デジタルガバメント(電子政府)に必要な当人確認(認証)機能の提言
- ・デジタルガバメントでの個人情報の取扱いに関する提言
- 2. I マイナンバーカードの破棄と3つの本人確認機能・保険証機能を分離した設計 現在のマイナンバー制度設計不良の根本的な問題点は、I 枚のマイナンバーカードに3つの 本人確認機能(身元確認、当人確認(認証)、真正性の確認+属性情報確認)と保険証機能(加 えて運転免許証機能)を入れ込んだ点にある。

この問題点の解決策は、3つの本人確認機能と保険証機能(加えて運転免許証機能)を分離 して、各々の機能に対して最適な制度設計をやり直すことであり、ポイントは以下の通りであ る。

- ・今のマイナンバーカードは廃棄して、身元確認のみに使用する「新身元証明書カード」を 全国民に交付する。「新身元証明書カード」には、署名用電子証明書を実装する。
- ・当人確認(認証)機能は「新身元証明書カード」への実装は行わない。保証レベルの高い当人確認(認証)には、本稿2.6③に詳述するが利用者証明用電子証明書をスマートフォンに実装する公的個人認証(JPKI)の仕組みを用意すべきである。そして、この実装は国民の任意選択とする。なお、デジタルガバメントで用意する当人確認(認証)機能は、本稿2.5で詳述するスマートフォンに実装した利用者証明用電子証明書の使用に拘ることなく、知識認証(ログインアカウント名+ログインパスワード)や生体認証とこれらの組み合わせを使用した仕組みを用意することを提案する。
- ・「真正性の確認+属性情報確認」の設計は、カード使用やスマートフォン使用を必須とせず、つまり過度にカードやスマートフォンの使用に固執することなく、その制度ごとに最適なシステム設計を行う。「真正性の確認+属性情報確認」のシステムに本来必要なものは、カードやスマートフォンではなく、番号そのものであることを認識した上でシステム設計を行うことが肝要である。
- ・保険証機能は、提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提言した通り、IC チップを付けた「顔写真付きの新保険証カード」として実装する。運転免許証機能は、「名寄せ用の番号」を追記した IC チップ付きの「新運転免許証カード」として実装する。

2.2厳密性の高い身元確認(身元証明)制度の設計と構築

提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提案したとおり、本人確認という曖昧な言葉の定義と使用を止め、身元確認と当人確認(認証)に分離して、厳密性の高い身元確認(身元証明)制度を構築する必要がある。その際、メインの身元証明書として「新身元証明書カード」を、サブの身元証明書として「顔写真付きの新保険証カード」と「新運転免許証カード」を発行する。詳細は、提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)を参照していただきたいが、その中では提案しなかった「新身元証明書カード」の交付開始年齢については I 5 歳以上とすることを提案する。民法上の単独の意思表示(両親等の法定代理人の同意なしに、本人だけで意思表示を行うことができる)の規定によれば、遺言書を作成できる年齢が I 5 歳以上であり、養子縁組を子供単独で承諾できるのも I 5 歳以上になっているので、 I 5 歳以上を「新身元証明書カード」の取得開始年齢にすることが妥当であるからである。

そして、過去の2つの提言書で提案したように、身元確認と当人確認(認証)を混在させた本人確認という曖昧な言葉の使用を中止し、身元確認と当人確認(認証)に分離した制度設計をやり直すことが重要である。本人確認という曖昧な言葉を使用することによって発生している2つの具体的問題について以下に述べる。

Ⅰ)犯罪収益移転防止法施行規則第6条第Ⅰ項第Ⅰ号ワ方式の抱える問題

犯罪収益移転防止法施行規則第6条第 | 項第 | 号ワ方式では、今のマイナンバーカードをスマートフォンで読み取り、署名用電子証明書の暗証番号を入力することによるオンラインでの身元確認を認めている(犯罪収益移転防止法施行規則第6条第 | 項第 | 号では、身元確認という言葉は使わず本人確認という曖昧な言葉が使用されているが、実際に行っている行為は身元確認に相当する)。つまり、マイナンバーカードと署名用電子証明書の暗証番号があれば、身元確認ができることを認めて、誰でも銀行の口座開設や携帯電話の契約ができる仕組みになっている。一見問題ないようにみえるが、マイナンバーカードの高齢者施設での取り扱い方法を考えると懸念が残る。

高齢者施設では、職員が入所者から保険証を預かり使用しているケースがある。入所者が認知症を患ったなどの理由で保険証の管理能力がなく、かつ家族が遠隔地に住んでいる、ないし家族不在のケースである。今のマイナンバー制度では、職員が預かったマイナンバーカードを保険証として使用するために、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入所者から教えてもらう必要がある。そして、施設の職員は欠勤や転勤、退職をすることがあるため、施設内でマイナンバーカードと暗証番号の管理台帳を作って管理することが必要となる。そのため、施設側では紛失・盗難防止のため鍵付きのロッカー等に保管し、カードの使用記録をつけ、職員のうち管理を行う者の範囲を定めるなどの厳密なルール作りと管理が求められている。管理がずさんだと、例えば、職員が施設で管理されているマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号を使用してマイナポータルにログインすれば、入所者の年金情報などの保険診療に関係のない他の個人情報を簡単に取得することが可能となってしまう。

なお、利用者証明用電子証明書を暗証番号なしに設定することも仕組みとしては用意されて

いるが、その運用方法は、最初に暗証番号を使用してマイナ保険証利用の登録をし、その後に申請して暗証番号なしのマイナンバーカード、つまり顔認証だけが使用できるカードに変更する仕組みである(5年ごとの電子証明書の更新時に、その後の手続きは繰り返し申請が必要)。顔認証の精度は低いため、誤った認証やなりすましが発生する可能性があり、顔認証に頼る仕組みは現実的ではない。そもそも、暗証番号なしのマイナンバーカードでは、保険証機能としてのサービス以外の多くのサービスを利用することはできず、そのカードはもはやマイナンバーカードと呼ぶことすら憚られる。マイナンバーカードの導入目的は「カード内に格納された電子証明書と暗証番号を使用して電子的な身元確認や当人確認(認証)を行うこと」であったはずである。

そして、犯罪収益移転防止法施行規則第 6 条第 | 項第 | 号ワ方式にあるように、マイナンバ ーカードと署名用電子証明書の暗証番号さえあれば、簡単に銀行の口座開設や携帯電話の契約 ができる仕組みになっている。保険証の使用のために入力するのは、利用者証明用電子証明書 の暗証番号(4桁)であり署名用電子証明書の暗証番号(英数字混在の6桁以上)ではないの で問題ないという反論が予想されるが、本人や家族が「利用者証明用電子証明書の暗証番号」 を伝えるべきところを、誤って「署名用電子証明書の暗証番号」を伝えてしまうことも容易に 想像できる(施設の職員に悪意があれば、言葉巧みに両方の暗証番号を聞き出すことも容易で あろう)。このことは、なりすましによって、金融機関の口座開設や携帯電話の契約が簡単にで きてしまうことに繋がる。さらにいうと、署名用電子証明書の暗証番号(英数字混在の6桁以 上)は、入所者のマイナンバーカードを所持し利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)を 知りうる職員であれば、コンビニで簡単に初期化し変更することが可能な仕組みになってい る。その手順は以下のとおりだ。職員のスマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、利 用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)を入力し、入所者の顔をスマートフォンで撮影すれ ば、署名用電子証明書の暗証番号(英数字混在の6桁以上)の初期化・変更の事前予約は完了 する。あとは、事前予約完了後 24 時間以内にマイナンバーカードをコンビニのキオスク端末に かざし利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)を入力すれば、入所者の署名用電子証明書 の暗証番号(英数字混在の6桁以上)を変更できてしまう。

高齢者施設で管理している暗証番号の台帳は、職員の退職時や施設の閉鎖時などで漏れることにもつながり得る。そもそも、情報セキュリティ確保の視点から、暗証番号を他者に教えたり、暗証番号の管理台帳を作成したりする運用が発生する仕組みを構築してはいけない。知識認証である暗証番号を他者に教える運用が行われるのであれば、その番号は既に本人しか知らない知識ではない。そのため本人しか知らない知識で当人確認(認証)を行うという知識認証の前提がくずれてしまう。ゆえに、他者に教える運用が発生するものを暗証番号として扱うことはできない。今のマイナンバー制度の決定的な設計不良である。

最近になって、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない人向け に、紙の「資格確認書」が発行される仕組みが用意され、高齢者施設においてもマイナンバーカ ードを預けることなく紙の「資格確認書」を預ける選択肢が追加された。近くに家族がいない認 知症などの障害を患った入所者のことを考えれば当然の結果であり、今の制度のままでは未来永劫にわたって紙の「資格確認書」はなくせないことの証である。言い換えれば、多くの機能を持つマイナンバーカードと紙の保険証は、使用目的と管理・運用方法が異なるため、一体化には無理が生じるということの証明でもある。

紙の「資格確認書」で保険資格確認を行うのであれば、紙の「資格確認書」は従来の紙の保険証と同じである。当然だが、紙の「資格確認書」は紙の保険証と同様のなりすまし使用の問題を抱えている。しかし、医療 DX は強力に推進していく必要がある。この問題の解決には、「新身元証明書」とは分離した「顔写真付き新保険証カード(IC カード)」の発行が必要であり、詳しくは提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提案しているので参照していただきたい。

2) 医療機関窓口において保険資格確認の仕組みが抱える問題

医療機関の窓口では、保険証の不正利用を防止するために、患者の保険資格確認の前に身元確認をする必要がある。現在の紙の保険証には形質情報(顔写真)がないため身元確認ができないことと、ICカードでないため保険証の偽造が見破れないという欠点がある。身元確認の厳密性が低いため、保険証の不正利用防止が必要とされ、マイナンバーカードと保険証を一体化しマイナ保険証としての使用が開始されている。

前述したように、患者の保険資格を確認する際に必要なのは患者の身元確認である。では、 現在のマイナ保険証では、マイナンバーカードを使用してどうやって身元確認を行っているの であろうか。マイナンバーカードを保険証として使用する際に、窓口の機器で入力するのは、 利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)である。利用者証明用電子証明書には基本4情報 もマイナンバーも入っていないため、身元確認をすることはできない。そこで、現在の制度で は、マイナンバーカードを健康保険証として使用可能とするための最初の登録操作時に、利用 者証明用電子証明書と暗証番号を使用し、さらに利用者証明用電子証明書とペアとしてマイナ ンバーカードに格納されている署名用電子証明書を使用することによって身元確認を行ってい る。加えて、その際に利用者証明用電子証明書のシリアル番号(※注Ⅰ)を紐付番号経由で記 号番号・保険者番号と紐付ける仕組みになっている。そのことによって、最初の登録以後は、 利用者証明用電子証明書のシリアル番号をログインしてきた個人を特定するための番号として 使用し保険資格確認を行っている訳だ。マイナンバーが特定個人情報であることと、署名用電 子証明書の暗証番号が英数字混在の6桁であり患者の入力が難しいことから苦肉の策として作 られた仕組みであろう。電子証明書の更新(5年ごと)の際にはシリアル番号は変更になるた め、電子証明書の更新の度にシリアル番号と記号番号・保険者番号の紐付け直しが必要にな る。しかし、紐付け直しのタイミングでは、シリアル番号だけでなく記号番号・保険者番号も 変更になっているケースもある。加えて、電子証明書のシリアル番号の更新と記号番号・保険 者番号の変更は、異なった組織で別々のタイミングで行われるため、各々の更新・変更にタイ ムラグが発生し、紐付けは非常に複雑な仕組みで構築されている。図書館の貸出管理システム におけるマイナンバーカードの「かざし利用」においても、マイナ保険証のシステムと同様に

個人特定のために利用者証明用電子証明書のシリアル番号を使用している。そのため個人の電子証明書を更新した際に、図書館貸出管理システム側のシリアル番号の更新ができておらず、貸出不能になった事例も報告されている。新旧のシリアル番号を管理する仕組みは、マイナンバー制度の開始当初からは改善が図られているが、当人確認(認証)における個人の特定のために定期的に更新される電子証明書のシリアル番号を使用すると、システムが非常に複雑になってしまう。個人の特定のためには、生涯変更にならない「名寄せ用の番号」を使用し、できるだけシンプルなシステム設計を行うことを提案する。加えて、患者の保険資格を確認する際に必要なのは患者の身元確認であり、身元確認のために利用者証明用電子証明書を使用する設計は間違っている。

以上のような問題を解決するためにも、提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)の内容に従った制度の根本的な再設計が必要である。国民がマイナ保険証の導入に反対している理由はイデオロギーでも感情論でもない、今のマイナンバー制度に情報セキュリティ上の抜け穴があることに多くの国民が気づき許容できないと思っているからである。国民が理解しやすい「顔写真付きの新保険証カード」と「名寄せ用番号」を使用した身元確認と保険資格確認を行うシンプルな仕組みに改めるべきである。

加えて、上記のように犯罪収益移転防止法施行規則第6条第Ⅰ項第Ⅰ号ワ方式はなりすましの抜け道が明確な方式であるため、ワ方式の本人確認(正しくは、身元確認)を採用している金融機関や携帯電話会社などの民間企業が提供する関連サービスの見直しも必須である。さらに、現在認められている犯罪収益移転防止法施行規則第6条第Ⅰ項第Ⅰ号ワ方式以外の方式「ネットを使用して身元証明書(マイナンバーカードと運転免許証)のコピーと自撮り写真をアップロードするといった方法での本人確認(正しくは、身元確認)や、身元証明書をスマートフォンアプリで読み取り身元証明書に設定された暗証番号の入力による本人確認(正しくは、身元確認)の方式」も、提言の補足Ⅰ(身元証明(身元確認)制度編)で指摘した通り、ワ方式とは別の理由であるが、なりすましの可能性を含んでいる方式である。まずは本人確認という曖昧な言葉の使用を止め、「新マイナンバー制度」の再設計の中で、「新身元証明書カード」とカードの読取り専用機器を使用した新しい身元確認の仕組み作りを再考することを提案する。

※(注 I)現在のマイナンバー制度で使用されているシリアル番号とは、電子証明書の発行管理番号のことであり、電子証明書の有効性(失効していないか、マイナンバーカードの再発行などの理由で同じ人に複数の電子証明書を発行している場合に、どちらの電子証明書を利用するのかなど)の確認に使用される番号である。X.509(インターネット通信の中での信頼性を確保するための認証方法の国際標準規格)の中で、電子証明書の形式が規定されており、電子証明書の発行管理番号は証明書ごとに一意である必要があるため、電子証明書を更新した際にはシリアル番号は必ず更新される必要がある。

2.3正確性の高い名寄せ方式の確立と紐付け作業の見直し

マイナンバー法の目的である「公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上」を実現するためには、様々な情報を名寄せして紐付けを行うことは必須である。名寄せによる情報の紐付け作業は、マイナンバー制度の全ての基盤であるため、拙速に実施することなく限りなく正確性を高めることが必要である。マイナ保険証の最初の利用登録では、利用者証明用電子証明書のシリアル番号と記号番号・保険者番号が紐付けられる仕組みになっている。しかし、その最初の利用登録以前に、記号番号・保険者番号とマイナンバー(提言書中の、「名寄せ用の番号」)の紐付けが名寄せ作業のミスによって間違っている可能性が残ったままである。さらに、前述したようにシリアル番号と記号番号・保険者番号の紐付けの仕組みは、非常に複雑になっている。シンプルに「名寄せ用の番号」と記号番号・保険者番号だけの使用に特化し、もう一度、正確性の高い名寄せ方式を確立し紐付け作業を見直す必要がある。

名寄せ作業による情報の紐付けの正確性をあげるために、過去の提言書で提案したように、情報の紐付け対象となる全てのデータソースについて、事前に氏名と住所に全角カタカナで振り仮名を正確に振る作業を行う。住所については、住所表記のゆらぎへの対応は必須である。そして、各データソースに振り仮名を厳密に振った後に、基本4情報とその振り仮名を使用してコンピュータと目視による名寄せ作業を行い情報の紐付けを行うことが必須である。紐付けを行ったデータソースは、最終的に「名寄せ用の番号」を主キーとして検索できるようにデータベース設計をする必要がある。「名寄せ用の番号」だけを主キーにすることが難しいようであれば、「名寄せ用の番号」+「生年月日」などの複合キーを検討する必要がある。

2.4マイナ保険証の見直し

保険証とマイナンバーカードを一体化(通称:マイナ保険証)し保険証を廃止することを決めたことにより、多くの問題が発生している。マイナ保険証の設計・運用については見直しが必須である。見直しのポイントは、以下の3点である。

・個人の記号番号・保険者番号と紐付いた保険資格情報や過去の診療情報の連携は、マイナンバー(提言書中の、「名寄せ用の番号」)と記号番号・保険者番号を直接使用した紐付けのシステムを開発すれば済む話である。この話とマイナンバーカードは本来何の因果関係もない。現在行われているマイナンバーカードを使用する(利用者証明用電子証明書と暗証番号で当人確認(認証)を行った後、ペアの署名用電子証明書を使用して身元確認を行い、シリアル番号をログインした人を特定するための番号として使用する)ようなシステム設計ではなく、設計の見直しをする必要がある。つまり、「顔写真付きの新保険証カード」を使用して対面で身元確認を実施し、マイナンバー(提言書中の「名寄せ用の番号」)と紐付いた記号番号・保険者番号を使用して保険資格確認ができる仕組みを構築すればよい。そして「名寄せ用の番号」を使用して医療 DX に必要な仕組みを構築するだけでよい。現在のようなマ

イナ保険証は必要ではない。カードを使用して身元確認や当人確認(認証)を行う仕組みと、番号を使用して情報を紐付けることで実現する医療 DX の仕組みを混同して設計してはいけない。

- ・保険証不正利用対策(マイナ保険証で行われている身元確認(今のマイナンバー制度では曖昧に本人確認と呼んでいる。)も含む。)は、提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提案したように、「顔写真付きの新保険証カード」の偽造確認と、カード上の形質情報 (顔写真)と目前の人の顔を確認した後、「記号番号・保険者番号」を使用して保険資格確認をすれば十分に対応可能である。
- ・ 病歴や診療情報は、個人の機微情報である。「記号番号・保険者番号」と紐づいた過去の診療情報等を参照する機能のシステム化には、診療情報等へのアクセスの追跡機能を実装することが必要である。アクセス追跡機能の実現には、本稿 2.6 ③で提案する当人確認(認証)機能の使用を必須とする。

2.5 (追加提言 |) 電子証明書の取扱い変更に関する提言

過去の提言では、今のマイナンバーカードは廃棄するものの、マイナンバーは廃棄せずに特定個人情報の対象外とする法令改正を行い、名寄せ作業においてオープンに使用できる「名寄せ用番号(エストニアでは個人識別符号と呼ばれているものに相当する番号)」とすることを提案した。つまり、「名寄せ用番号」とは、日本国民を一意に識別するために付番する番号であり、税と社会保障の一体改革の目的のために使用できるオープンな番号である。「名寄せ用番号」の使用目的は法令で制限する必要はあるが、現在のように特定個人情報の対象とする必要はない。つまり、番号利用事務実施者や番号関係事務実施者の定義も不要である。

マイナンバーを特定個人情報の対象外の「名寄せ用番号」とする法令改正をすれば、現在使用している電子証明書の証明書発行管理番号であるシリアル番号のアプリケーションでの使用も中止でき、シリアル番号の使用を本来の正しい使用方法(電子証明書が失効していないか、同じ人に複数の電子証明書を発行している場合に、どちらの電子証明書を利用するのかなど本来の正しい使用方法)に限定することができる。マイナ保険証のシステムで使用されている複雑な身元確認と保険資格確認の仕組みを改め、マイナ保険証の代わりに「顔写真付きの新保険証カード」を、シリアル番号の代わりに「名寄せ用の番号」を使用したシンプルなシステムの再設計を行うべきである。

以下に、I)メインの身元証明書である「新身元証明書カード」に格納する署名用電子証明書、2)当人確認(認証)に使用するスマートフォンに格納する利用者証明用電子証明書、3)サブの身元証明書である「顔写真付きの新保険証カード」「新運転免許証カード」に格納する署名用電子証明書の内容と取り扱い方法について提案する。

1)メインの身元証明書である「新身元証明書カード」に格納する署名用電子証明書

「新身元証明書カード」には、署名用電子証明書を格納し、暗証番号設定を行う。「新身元証明書カード」は、15歳以上の全国民に交付する。

<署名用電子証明書への格納情報>

- ・認証局関連の情報:電子証明書の発行管理番号、発行年月日、有効期限、発行者
- ・所有者の情報:「名寄せ用の番号」、氏名、形質情報(顔写真)
- ・所有者の署名用公開鍵

<身元証明書カードへの格納情報>

・所有者の署名用秘密鍵

<暗証番号>

・6 桁以上の数字

(「新身元証明書カード」は、常時携行しない運用を前提としている。そのため、英数字混在ではなく、数字のみの暗証番号とすることを提案する。)

<署名用電子証明書の格納情報と連携して用意するシステム>

- ・暗証番号と「名寄せ用の番号」を使用して住所、生年月日、性別を取得できる仕組みを用意する。現在のマイナンバーカードの署名用電子証明書内には、基本4情報が格納されているが、電子証明書内に格納する情報は必要最低限とするべきであり、住所、生年月日、性別は格納しないことを提案する。
- ・暗証番号と「名寄せ用の番号」を使用して印鑑登録証明書登録番号を取得し、読取り専用機器を使用して印鑑登録証明書が印刷できる仕組みを用意する。なお、将来的には印影レスの仕組みの構築は検討に値する。
- ・暗証番号と「名寄せ用の番号」を使用することによる上記以外の所有者の個人情報を取得で きる仕組みの構築は、目的と必要性を明確にして慎重に決定する必要がある。

<署名用電子証明書の更新>

- ・署名用電子証明書の更新(電子証明書発行管理番号も変更になる)タイミングは 5 年とする。
- ・上記の更新タイミングでは、合わせて形質情報(顔写真)も再取得する。

<注意点>

・電子証明書の発行管理番号の使用は、電子証明書の有効性(失効していないか、同じ人に複数の電子証明書を発行している場合に、どちらの電子証明書を利用するのかなど)の確認のみの使用に限定する。つまり、業務的なアプリケーションでの使用は禁止する。

2) 当人確認(認証)に使用するスマートフォンに格納する利用者証明用電子証明書

提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提案したように、スマートフォンに利用者証明用電子証明書を格納し、暗証番号設定を行う。このインストールと設定については、国民の任意選択とする。今のマイナンバー制度では、利用者証明用電子証明書の発行管理番号であるシリアル番号をログインした人を特定するための番号として使用しているが、その使用は中

止する。代わりに、特定個人情報の対象外とした利用者証明用電子証明書に格納されている 「名寄せ用の番号」を使用する仕組みを構築する。

- <利用者証明用電子証明書への格納情報>
 - ・認証局関連の情報:電子証明書の発行管理番号、発行年月日、有効期限、発行者
 - ・所有者の情報:「名寄せ用の番号」
 - 所有者の利用者証明用公開鍵
- <スマートフォンへの格納情報>
 - 所有者の利用者証明用秘密鍵

<暗証番号>

- ・ 4 桁の数字
- <利用者証明用電子証明書の格納情報と連携して用意するシステム>
- ・暗証番号と「名寄せ用の番号」を使用して住所、氏名、生年月日、性別を取得できる仕組み を用意する。
- ・暗証番号と「名寄せ用の番号」を使用して上記以外の所有者の個人情報を取得できる仕組み の構築は、目的と必要性を明確にして慎重に決定する必要がある。
- <利用者証明用電子証明書の更新>
- ・利用者証明用電子証明書の更新(電子証明書発行管理番号も変更になる)は、「新身元証明書カード」の署名用電子証明書の更新と同期して実施する。
- ・上記の更新のときに、合わせて暗証番号の変更も実施する。

<注意点>

- ・電子証明書の発行管理番号の使用は、電子証明書の有効性(失効していないか、同じ人に複数の電子証明書を発行している場合に、どちらの電子証明書を利用するのかなど)の確認のみの使用に限定すべきであり、業務的なアプリケーションでの使用は禁止する。つまり、現在のマイナンバーカードのシリアル番号をマイナポータルで当人確認(認証)した者を特定するための番号として使用することや、保険資格確認のため個人を特定する番号として使用することは中止するべきである。シリアル番号は電子証明書の更新の際に必ず変更となる電子証明書発行管理番号であり、電子証明書が更新される都度アプリケーション側の情報との紐付け作業をやり直す必要があるためシステムの運用が難しく、国民とシステム運用者に混乱を発生させるおそれがある。アプリケーションでの個人特定のためには、「名寄せ用の番号」を使用することを提案する。
- ・利用者証明用電子証明書のスマートフォンへのインストールは、必ず「新身元証明書カード」での身元確認を行った上で、実施することとする。インストール作業は役所での実施をベースと考えるが、携帯電話会社でのインストール実施も検討に値する。また、「新身元証明書カード」の署名用電子証明書を更新する際には、必ず同期して利用者証明用電子証明書も更新する運用とし、その場合の更新作業は役所での実施を必須とする。

3) サブの身元証明書である「顔写真付きの新保険証カード」「新運転免許証カード」に格納する署名用電子証明書

サブの身元証明書に格納する署名用電子証明書の情報と取り扱いは、メインの「新身元証明書カード」と同様とするが、以下の点が異なる。

- ・「顔写真付きの新保険証カード」の所有者情報には、「記号番号・保険者番号」と「介護保険 被保険者番号」を追加格納する。
- ・「新運転免許証カード」の所有者情報には、「運転免許証番号」を追加格納する。
- ・暗証番号は、4桁数字とする。
- ・暗証番号と「名寄せ用の番号」を使用しての、「住所、生年月日、性別、印鑑登録証明書登録番号などの取得」の仕組みは実装しない。

提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提言した通り、サブの身元証明書による身元確認の際には、読取り専用機器によるカード偽造の有無と最新情報の確認、目視による顔写真の確認が基本である。加えて、4桁暗証番号を確認することによって身元確認の精度を高めることも検討に値するが、高齢者施設や救急搬送時の使用を考えると、暗証番号の使用は、あくまでも目視確認の補助的な位置づけとしての使用にとどめるべきである。

2.6 (追加提言 2) デジタルガバメントに必要な当人確認 (認証) 機能の提言

デジタルガバメントに必要な当人確認(認証)機能を以下の①~④にまとめる。重要なポイントは、 I 枚のカードやスマートフォンの使用に固執することなく、業務ごとに知識認証、生体認証、所有物認証、アナログでの認証(従来の印影などを使用した仕組み)を検討して、それらを組み合わせた最適な仕組みを構築することである。

① 「ログインアカウント名+ログインパスワード」による知識認証

現在使用されている、年金ネットの「年金ネットのログイン ID+ログインパスワード」や、e-Tax で使用されている「利用者識別番号+ログインパスワード」は今後も残して活用していく必要がある。

② 「生体認証」

「顔写真」のみに頼る「生体認証」は、技術的に当人確認(認証)の信頼性が低くなるため 実装するべきではない。デジタルガバメントとして「生体認証」の仕組みを構築する場合、当 人確認(認証)の信頼性を高めるためには「顔写真」以外の形質情報の使用も検討する必要が ある。このことは国の安全保障の観点からも、重要な視点である。しかし、「顔写真」以外の形 質情報を使用した「生体認証」を実装する場合には、国民のプライバシー保護を最優先に考え て、国民が政府(政治家や公務員ひとり一人)を監視する仕組みの導入が必要条件となる。な お、スマートフォンを使用開始する際のスマートフォンが用意する(国が管理していない)「生 体認証」の間接的な利用は、その範囲ではない。

③ 本稿 2.5 2) で提案した「スマートフォンの利用者証明用電子証明書の格納情報+暗証番号」による所有物認証

「スマートフォンの利用者証明用電子証明書格納の所有者情報+暗証番号」による所有物認証の実現を、国が新たに用意すべき仕組み(公的個人認証を使用する仕組み)として提案する。「スマートフォンの利用者証明用電子証明書格納の所有者情報」を「公的なログインアカウント名」として使用し、利用者証明用電子証明書に設定した「暗証番号」を「公的なログインパスワード」として使用する仕組みである。つまり、この場合の「ログインパスワード」は利用者証明用電子証明書に設定した「暗証番号」の数字4桁となる。

この仕組みは、スマートフォンへの実装を提案するが、スマートフォンへの実装や運用が難しい場合には、新たに「新身元証明書カード」とは別に「利用者証明用の IC カード」を作成することを提案する。そして、利用者証明用電子証明書を格納したスマートフォン(もしくは、「利用者証明用の IC カード」)の利用(利用者証明用電子証明書のインストール)は国民の任意選択とするが、国が管理する個人情報に公務員や医療関係者がアクセスする場合の当人確認(認証)には、この仕組みの利用を必須とする。個人情報へのアクセス追跡機能実現のためである。なお、医師や救急救命士、救急隊員などには当初から「利用者証明用の IC カード」を発行・貸与し使用させる仕組みの検討も必要である。

民間企業には、「スマートフォンの利用者証明用電子証明書格納の所有者情報+暗証番号」の公的個人認証の直接的な使用は認めず、国が認可する公的な機関のみで使用可能とする。そのため、民間企業がこの仕組みを使用するための API 提供も中止する。そうしないと、例えば「名寄せ用番号」やシリアル番号を仮名化や匿名化した番号に変換してマイナンバーもどきの番号を作成し、その番号を使用して個人情報の収集が行われるなどの法的に曖昧な民間サービスが発生してしまい、「名寄せ用の番号」に対して間接的に様々な情報を紐付けてしまう可能性が発生するからである。

民間企業が、公的個人認証の認証機能を使用したいときは、Open ID Connect の API(国側が用意する)などを使用して認証連携を行うことにより、間接的に使用させる仕組みを構築することを提案する。さらに、民間企業が国の管理する基本 4 情報などの個人情報を認証後に使用したいというニーズに対応する場合は、その使用のための API を別途用意することとする。ただし、その API を使用させるためには、アクセス追跡機能や取得情報の使用中止機能の実装を必須とする。

4 アナログでの認証

情報弱者や大規模災害停電時などを想定して、アナログ的な認証の仕組みを検討することも 重要な要素となる。将来的には、印影を使用した当人確認(認証)はなくしていくべきである と考えるが、移行期間も含めてアナログでの認証機能も検討しておく必要がある。

デジタルガバメントの当人確認(認証)においては、上記の①~④の仕組みを適材適所で組 み合わせることも含めて実装することを提案する。

2.7 (追加提言3) デジタルガバメントでの個人情報の取扱いに関する提言

本稿 2.3 でも触れたように、税と社会保障の一体改革の実現、医療 DX や日本社会のデジタル化推進のためには、「名寄せ用番号」を使用して様々な情報を紐付けることは必須である。

「名寄せ用番号」を使用して情報を紐付けるということによって色々な便利なシステムが開発されることとなり国民のメリットも大きくなる。一方で、「名寄せ用番号」を使用して芋づる式に情報が引き出されることも可能となり、個人情報の漏洩やプライバシー侵害のリスクが増大することに繋がる。マイナポータルを含めて国が管理する個人情報においては、国民が自分の個人情報に対して「誰が、いつ、どういう目的でアクセスし、取得し、使用したかを追跡できるシステム」を構築することが必須である。加えて、国民が自分の個人情報の不正利用を確認できた場合には、「取得された個人情報の削除要求と、以後の個人情報へのアクセスを禁止するなどの仕組み」の実装が必須である。利便性だけを優先することなく、アクセス追跡機能(証跡管理機能)を実現する必要がある。

例えば、現在のマイナポータルでは、本人の同意により自己情報を API 提供している。必要なのは「個人情報を第三者に提供し、その利用目的等(誰が、いつ、何のために、どのような権限・法的根拠により自分の個人情報を取得したのかなど)を本人や監査機関が事後に確認できる仕組み」であり、個人情報へのアクセスを追跡できる機能である。

そして、前述したように、アクセス追跡機能(証跡管理機能)の実現のためには、本稿 2.6 ③で提案した「利用者証明用電子証明書の格納情報+暗証番号」機能の実現は必須である。

3.「新マイナンバー制度」への移行ポイント

本章では、今のマイナンバー制度から再設計し直した「新マイナンバー制度」へシステム移 行する際の考慮ポイントをまとめたのでご覧いただきたい。

3.1 法制度・ガイドラインの見直し・改正、データソース・システム連携方式の整理・整備

「新マイナンバー制度」へ移行をする際に、最初に実施すべきは以下の2点である。

- I)法制度・ガイドラインの見直し・改正
- ・今のマイナンバーを特定個人情報の対象外とし(本提言では、それを「名寄せ用の番号」と呼んでいる)、オープンな番号とするための番号法の改正を行う。
- ・今のマイナンバー制度の中で使用している「本人確認」という言葉の使用を止め、身元確認、当人確認(認証)、真正性確認+属性情報確認に分離し、現在の「本人確認」という曖昧な言葉を使用している法令、ガイドラインを全て洗いだして見直し・改正する。例えば、「本人確認ガイドライン改定方針 令和5年度中間とりまとめ」、「DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」などである。どちらのガイドラインにおいても、見直しの重要なポイントは「身元確認と当人確認(認証)の定義を混在させず、分離した定義をする」ことである。「本人確認ガイドライン改定方針 令和5年度中間とりまとめ」におけるイ)身元確認と口)当人確認(認証)の改正案の骨格を以下に記す。

イ) 身元確認の定義の改正案

手続きやサービスの利用者を一意に識別するため、厳密な手順で作成された身元確認書類の真正性(偽造品でないか)の確認、申請者と身元確認書類の紐付けの検証等を行うことで、次のような事項を確認するプロセス。

- ・身元確認書類に記載された人物と同一の人物であること
- ・現実に存在している人物であること(架空の人物でないこと)
- ・生存している人物であること(実在性確認)
- ・当該手続き/サービスにおいて同一人物が既に登録されていないこと 等
- 口) 当人確認(認証)の定義の改正案

手続きやサービスを利用開始する際には、利用しようとする主体者を識別するための身元確認を実施した後に、必要な主体認証情報を発行し登録する。その登録した主体認証情報を照合することによって、登録した者と同一人物であること(当人性)を確認するプロセス。

以下のような脅威への対策として、認証の3要素である知識・所有物・生体のIつ又は複数 を組み合わせた主体認証情報を用いる。

- ・主体認証情報の推測・盗聴・分析
- ・中間者攻撃・リプレイ攻撃
- ・フィッシング/ファーミング
- リアルタイム型フィッシング

• 多要素認証疲労攻擊 等

- ・さらに、上記の曖昧な「本人確認」の定義を前提に作成されている法令、ガイドラインも全て改正する必要がある。例えば、「番号法」、「犯罪収益移転防止法施行規則第6条第 | 項第 | 号」、「携帯電話不正利用防止法」などである。
- ・加えて、シリアル番号のアプリケーションでの使用を前提としている仕組みに関連する法令、ガイドラインも全て改正する。例えば、マイナンバーカードの「かざし利用」を認めている「公的個人認証法」などである。
- ・その他、「新身元証明書」、「名寄せ用の番号」、「新しい当人確認(認証)」の実現のための新たな法令・ガイドラインの整備は必須である。
- 2) データソース・システム連携方式の整理・整備
- ・まず、「名寄せ用の番号」と連携するべき情報とその情報のデータソースの徹底的な洗い出し を行い整理する。
- ・次に、「名寄せ用の番号」と連携するデータソースの利用目的と利用方法、連携するデータ項目の明確化を行う。
- ・そして、「名寄せ用番号」とデータソースのシステム連携方法(リアルタイム連携、バッチ連携、データベース統合など)を明確化し、システム連携のためのデータソースの整備を行う。 データソースの整備を行う際には、前述したように「名寄せ用の番号」を主キーとして名寄せできるよう整備を行う。
- ・システム連携のためのシステム開発は、上記のデータソースの整備が完成した後に実施する。
- 3.2「新身元証明書カード」を使用した新しい身元証明(身元確認)制度への移行 今のマイナンバーカードを廃棄し、「新身元証明書カード」を交付する際の移行ポイントを以 下にまとめる。
- ・「新身元証明書カード」は、15歳以上の全国民に交付する。なお、「名寄せ用の番号」は、誕生時に全国民に付番される。繰返しになるが、カードの有無と番号の有無は別次元のことである。15歳未満は「名寄せ用番号」は付番されるが「新身元証明書カード」がないという状態になる。
- ・今のマイナンバーカードは、「新身元証明書カード」交付時に廃棄する。マイナンバーカードをマイナ保険証として使用している国民もいるため、「新身元証明書カード」の交付と同時に 「顔写真付き新保険証カード」も配布する。
- ・現在 2026 年に計画されている新しいマイナンバーカードの発行は中止し、その発行前に「新マイナンバー制度」への移行に着手することを提案する。新しいマイナンバーカードを発行することは費用がかかるだけでなく、新・旧のマイナンバーカードが混在することになるた

め、カード使用の現場で多くの混乱が発生することになるからである。

・一時的に、今のマイナンバーカードで使えている機能が使用不可となるが、多少不便になることは我慢するしかない。国民の 20 数%の人達がマイナンバーカードを取得せずとも問題なく通常の暮らしをしていることを考えると、大きな混乱は発生しないであろう。そして、多くの機能は提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)で提案したように「新身元証明書カード」と本人受取限定郵便機能などを組み合わせて使用することにより、より厳密な身元確認機能としての実現が可能となる。

3.3 特定個人情報の対象外とした「名寄せ用の番号」への移行

今のマイナンバーを特定個人情報の対象外とし、オープンな「名寄せ用の番号」として使用 する際の移行ポイントを以下にまとめる。

- ・今のマイナンバーを有効活用するためには、番号法を改正しマイナンバーをオープンな「名寄せ用の番号」として使用できるよう法整備を行う必要があるが、「名寄せ用の番号」の使用目的については、法令で使用制限をかける必要がある。民間企業における使用は、「年末調整など所得税源泉徴収の関連業務に限定する」ことで十分であろう。
- ・過去の提言書で提案したように、正確な名寄せ作業を実現するためには、まず名寄せ対象の データソースの氏名と住所に振り仮名を全角カタカナで振ることから始める必要がある。名寄 せ作業の正確性はマイナンバー制度の基盤であるため、もう一度厳密にデータソースを整備し た後に、名寄せ作業を行い正確なデータの紐付けを実施する必要がある。
- 3.4シリアル番号のアプリ使用の中止と新しい当人確認(認証)機能への移行 今のマイナンバーカードとシリアル番号を使用した当人確認(認証)の仕組みは廃棄し、本 稿 2.5 2)および 2.6③で提案した、「新しい当人確認(認証)(その一部としての新しい公的個 人認証)」の仕組みに移行する際のポイントを以下にまとめる。
- ・アプリケーションでのシリアル番号の使用を中止してシリアル番号の使用を本来の電子証明書の有効性確認のみに限定したとしても、提言してきた「新身元証明書カード」、「顔写真付きの新保険証カード」、「名寄せ用の番号」と「新しい当人確認(認証)」の仕組みを使用すれば代替機能は実現可能である。
- ・本稿 2.6③で提案した「新しい当人確認(認証)」の仕組みの導入と並行して、今の公的個人 認証 API を直接的に利用した民間サービス(例えば、金融機関のオンラインでの本人確認サー ビス)は全て使用中止とする。代わりに、Open ID Connect などの認証連携の仕組みを使用し た公的個人認証との認証連携 API を国側が用意し、民間企業にはその API を使用して間接的に 新しい公的個人認証機能を使用させる仕組みを構築する。
- 3.5 「マイナ保険証の混乱の終結」と「保険証不正利用対策と医療 DX 推進」の両立 まずは、マイナ保険証による医療現場の混乱を回避することを優先するべきである。そのた

め、全国民に「新身元証明書カード」を交付するのと同期して、「顔写真付き新保険証カード」を対象者全員に交付する。この作業は、提言の補足 I (身元証明(身元確認)制度編)の中で提案したように、「新身元証明書カード」読取り専用機器と「顔写真付き新保険証カード」読取り専用機器の設置とあわせて行う必要がある。「新運転免許証カード」の交付と読取り専用機器の設置は、優先順位を下げて将来的にゆっくり時間をかけて実施することで問題ない。現在のマイナンバーカードは、「新身元証明書カード」の交付時に引き換えで返納し廃棄する。前述したように2026年に予定されている新しいマイナンバーカードの発行にかかる費用と現場の混乱を考えると、新しいマイナンバーカードの発行前に「新身元証明書カード」に切り換えられるように軌道修正することが望まれる。

「顔写真付き新保険証カード」が発行されたら、今のマイナ保険証、紙の保険証、資格確認書、スマートフォンを使用した保険証などを全て廃止する。

3.6カード利用に拘り過ぎない仕組み作り(e-Taxを例に)

今のマイナンバー制度設計の失敗の原因は、多くのシステム設計において「I枚のマイナンバーカードを利用すること」に固執し過ぎた点にある。それによって、システム設計にゆがみが発生するとともに、国民にとって理解しづらく、使いづらいシステムになってしまっている。

例えば、現在の e-Tax システムでは、システム利用の際の当人確認(認証)に「今のマイナンバーカードを使用した当人確認(認証)」と「利用者識別番号(ログインアカウント名)+ログインパスワードを使用した当人確認(認証)」の2つの方式が用意されている。

そして、「利用者識別番号(ログインアカウント名)+ログインパスワードを使用した当人確認 (認証)」方式では医療費控除情報の連携ができない仕組みとなっているが、「利用者識別番号 (ログインアカウント名) +ログインパスワード」方式でも「今のマイナンバーカードを使用した当人確認 (認証)」方式と同様な確定申告ができるようにシステムを修正すべきである。無理矢理なマイナンバーカード使用を前提としたシステム開発を改めるべきである。

「新マイナンバー制度」の設計においては、前述した「新身元証明書カード」や「新しく構築するスマートフォンを使用した当人確認(認証)機能」に固執することなく、各々の業務において、最適な身元確認、当人確認(認証)、真正性の確認+属性情報確認の設計をすることが肝要である。

4. おわりに

2023年公表の提言書に始まり、今回を含めその後2回の【補足】によって、『マイナンバー制度の問題点と解決策』の骨格は示せたと思う。これらの提言が、マイナンバー制度の見直しの参考になることを願うばかりである。

EUでは、電子取引の信頼性を高めることを目的として eIDAS 規則が制定され、eID(デジタル ID を検証する電子的手段)と e トラストサービス (eTS)(電子署名、タイムスタンプ、e シールなどの電子取引を保護するための仕組み)の規則が定められ、運用されている。このような海外の先行事例も参考にしながら、継続的に日本のマイナンバー制度がより良い方向に改善されていくことを期待したい。

最後に、本提言の執筆にあたり、「日本・エストニア EU デジタルソサエティ推進協議会」に 資料の提供やアドバイスをいただくなど、多大なご協力をいただきました。ここに深くお礼申 し上げます。

以上